

平成30年(ワ)第1323号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 和田怜

第4準備書面

令和元年8月26日

神戸地方裁判所第2民事部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 北 村 拓 也



外3名

第1 被告が水道事業を継続していること

- 1 被告は、現時点においても将来においても訪問販売に係る上下水道工事業務を現時点で行うことないと主張し（被告第2準備書面、訴えの追加的変更申立てに対する答弁書等）、それに沿う内容の陳述書（乙3）を提出するが、それらの主張は以下に述べるとおり到底信用できない。
- 2 被告は、平成30年11月28日、広告代理業務、水道業務に関するコンサルティング等を業務内容とする「株式会社町の水道屋受付センター」を設立し、代表取締役に就任している（甲18）。
- 3 被告は、自らが運営する「町の水道屋さん 24h」というホームページサイトを利用して顧客を誘引し、自身又は提携会社において訪問販売に係る上下水道工事業務を行っている（甲19）。

また、同サイトの「協力店募集」の欄に「業務拡大に伴い、協力店募集

中！！」、「未経験でもやる気のある方大歓迎です！」などと謳っている（甲20）。

4 さらに、被告は、マッチングサービスサイト「Zehitomo」に「ニューユーザー」として近時に新規登録を行い、「水道工事を行っております。水のトラブルがありましたらご相談ください。」と自己紹介を行い、「お電話いただいたらすぐにお伺いします。」と記載している（甲21）。

5 他にも、ハローワークのインターネットサービスにも求人広告を出しており、職種を「上水道業」、仕事の内容を「お客様からご依頼を頂いた事に対しての水道修理や見積書、契約書の作成」とし、必要な経験は「不問」としているにもかかわらず、破格の報酬条件で人員募集を行っている（甲22）。

別の求人サイト「Indeed」でも、「月収100万円稼げる完全歩合制で働く水道サービススタッフ<男性活躍中>」と謳い、同様に破格の条件で求人中である（甲23）。

6 以上の事実から明らかだとおり、被告は、陳述書を提出して以降も自身又は提携会社を通じて水道工事業を継続しており、差止めの必要性は疑いようがない。

第2 結論

よって、被告が不実告知及び威迫困惑行為を「現に行い又は行うおそれがある」（特商法58条の18第1項）ことは明らかである。

以上